

指定金融機関の指定について（申請要領）

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付

供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び日本公庫が定める供給確保促進円滑化業務実施方針を踏まえ、指定金融機関としての指定を希望する金融機関は、以下をご確認の上、申請してください。

○ 指定の対象となる金融機関：

指定の対象は、経済安全保障推進法施行令第2条で掲げる以下の金融機関です。

- 1 銀行
- 2 長期信用銀行
- 3 信用金庫及び信用金庫連合会
- 4 信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行うものに限る。）
- 5 労働金庫及び労働金庫連合会
- 6 農業協同組合（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。）
- 7 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行うものに限る。）、漁業協同組合連合会（同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行うものに限る。）、水産加工業協同組合（同法第93条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行うものに限る。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せ行うものに限る。）
- 8 農林中央金庫
- 9 株式会社商工組合中央金庫
- 10 株式会社日本政策投資銀行

○ 指定の要件：

- ① 上記「指定の対象となる金融機関」であること。
- ② 指定金融機関としての業務を行うに当たって定める供給確保促進業務規程が、経済安全保障推進法、経済安全保障推進法施行令、株式会社日本政策金融公庫の供給確保促進円滑化業務の実施に関し必要な事項

を定める命令（以下「供給確保促進円滑化業務命令」という。）、供給確保促進円滑化業務等実施基本指針及び日本公庫が定める供給確保促進円滑化業務実施方針に適合し、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施するために十分であること。

- ③ 人的構成に照らして、供給確保促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

○ 指定申請のための提出書類：

- ① 指定申請書（供給確保促進円滑化業務命令様式第1）
- ② 定款及び登記事項証明書など、供給確保促進円滑化業務命令第3条第2項に掲げる以下の書類
- ・ 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
 - ・ 申請に係る意思の決定を証する書面
 - ・ 役員の氏名及び略歴を記載した書面
 - ・ 法人である場合においては、指定申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。）の百分の五以上の議決権を保有しているものの氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - ・ 経済安全保障推進法第16条第1項第1号に規定する、金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面
 - ・ 指定申請者が経済安全保障推進法第16条第4項各号に該当しない旨を誓約する書面
 - ・ 役員が経済安全保障推進法第16条第4項第3号イ及びロのいずれにも該当しない旨を当該役員が誓約する書面
- ③ 供給確保促進業務規程

※供給確保促進業務規程を策定するに当たって定める必要がある事項は供給確保促進円滑化業務命令第4条に規定されています。

※供給確保促進円滑化業務命令第3条第3項の規定に基づき、上記の書類のほか、必要な書類の提出を求めることがあります。

（参考）

- ・ 申請後、内閣総理大臣及び財務大臣の指定を受けた指定金融機関は、日本公庫との間で協定を締結する必要があります。

※協定で定める必要のある事項は、経済安全保障推進法第 19 条及び供給確保促進円滑化業務命令第 8 条に規定されています。

○ 指定申請の提出先：

申請を検討されている場合には、まずは下記までご連絡ください。

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付サプライチェーン強靱化担当
TEL 03-5253-2111（大代表）